

議案第 66 号

墨田区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 25 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区長等の給料の特例に関する条例

墨田区長等の給料等に関する条例（昭和 22 年墨田区条例第 7 号）別表 1 の規定にかかわらず、区長及び副区長の給料の月額を、同表に規定する給料の月額から、区長についてはその 100 分の 30 に相当する額を、副区長についてはその 100 分の 20 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、墨田区長等の給料等に関する条例第 4 条第 1 項の規定の適用については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成 25 年 10 月 31 日限り、その効力を失う。

（提案理由）

すみだ北斎美術館新築工事に係る一連の対応により区政に混乱を招いたことの責任の所在を明らかにするため、区長及び副区長の給料月額を減額する必要がある。